

# 教育・保育の量の見込みと確保方策



## 保育の必要性の認定区分

- 子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みになっています。保育の必要性は、下図のイメージのとおり、1号から3号までの3区分です。



## 幼稚園の量の見込みと確保の内容

- 市内の私立幼稚園6園（定員 1,570 人）と連携し、定員を確保します。
- 2号認定による利用見込みについては、幼稚園における長時間・通年の預かり保育により対応します。



			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1号	3～5歳	721	702	667	663	652
	2号		148	144	136	136	133
	他市町村児童の受入		530	530	530	530	530
	計		1,399	1,376	1,333	1,329	1,315
確保の 内容	1号	3～5歳	1,570	1,570	1,570	1,570	1,570
	2号		預かり定員*	248	248	248	248
	計		1,570	1,570	1,570	1,570	1,570

\* 市内6園の預かり定員



## 保育園の量の見込みと確保の内容

- 1～2歳児の定員を増やします。
- 0～2歳の小規模保育事業所の整備、保育園の定員の増員、老朽化した保育園の新設と早期開所などを進め、受入れ体制を確保します。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	2号	3～5歳	942	917	871	866	851
	3号	0歳	45	45	45	47	48
		1～2歳	400	390	399	399	403
	計		1,387	1,352	1,315	1,312	1,302
確保の 内容	2号	3～5歳	1,053	1,053	1,085	1,085	1,085
	3号	0歳	50	53	53	53	53
		1～2歳	404	420	420	420	420
	計		1,507	1,526	1,558	1,558	1,558



## 地域子ども・子育て支援事業の確保の内容

- その他の事業の提供体制の確保については、以下のとおりです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	(人)	243	238	233	233	231
放課後児童健全育成事業	(人)	730	770	810	810	810
子育て短期支援事業	(人)	183	179	176	175	174
地域子育て支援拠点事業	(人回)	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
一時預かり事業 (幼稚園)	(人日)	51,954	51,954	51,954	51,954	51,954
一時預かり事業 (幼稚園以外)	(人日)	15,840	15,840	15,840	15,840	15,840
病児・病後児保育事業	(人日)	720	720	720	720	720
子育て援助活動支援事業	(人日)	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
利用者支援事業	(か所)	1	1	1	1	1
妊婦に対する健康診査	(人)	573	571	573	575	580
乳児家庭全戸訪問事業	(人)	573	571	573	575	580
養育支援訪問事業	(件)	120	120	120	120	120
実費徴収に係る補足給付を行う事業	(人)	75	75	75	75	75